

通算法人の皆様へ

法人県民税・法人事業税確定申告時における提出書類のお願い

県税務行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、通算法人におかれましては、法人県民税及び法人事業税について、通算グループ内の各通算法人を納税単位として、グループ通算制度の損益通算等の影響を排除する調整を行って申告・納付をしていただくことになります。

つきましては、確定申告の際に提出する書類について下記を御確認ください。

法人県民税（法人税割）

法人県民税（法人税割）については、地方税法施行規則の第6号様式別表1（※）のほか、下記1～3に該当する場合は、それぞれに記載しております書類を御提出ください。なお、★の書類については、提出がない場合、以後の事業年度において調整額の控除ができなくなりますので御留意ください。

（※）第6号様式別表1【通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書】は、全ての通算法人及び通算法人であった法人（下記1～3の適用を受けようとする通算法人であった法人に限ります。）において提出が必要です。

1. 法人税における損益通算、繰越欠損金の通算又は欠損金の繰戻しによる還付により下記の欠損金額等が生じた場合。

生じた欠損金額等		地方税法施行規則様式	添付書類(税務署へ提出したものの写し)
損益通算を行った場合	通算対象欠損金額 (所得事業年度である場合に損金算入した金額)	—	・法人税明細書別表7の3【通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書】
	通算対象所得金額 (欠損事業年度である場合に益金算入した金額)	・第6号様式別表2の3【控除対象通算対象所得調整額の控除明細書】	・法人税明細書別表7の3【通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書】 ★
繰越欠損金の通算を行った場合	被配賦欠損金控除額 (他の通算法人から配賦された非特定欠損金額に、非特定損金算入割合を乗じた金額)	—	・法人税明細書別表7(2)付表1【通算法人の欠損金の通算に関する明細書】
	配賦欠損金控除額 (他の通算法人へ配賦をした非特定欠損金額に、非特定損金算入割合を乗じた金額)	・第6号様式別表2の4【控除対象配賦欠損調整額の控除明細書】	・法人税明細書別表7(2)付表1【通算法人の欠損金の通算に関する明細書】 ★
還付対象欠損金額 (欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合に、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額)		・第6号様式別表2の6【控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書】	・法人税明細書別表7(2)【通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書】

2. 法人税において切り捨てられた過年度の欠損金額がある場合。

切り捨てられた欠損金額	地方税法施行規則様式	添付書類(税務署へ提出したものの写し)
通算適用前欠損金額 (a) (グループ通算制度開始時又は加入時に、法人税において切り捨てられた過年度の欠損金額)	・第6号様式別表2【控除対象通算適用前欠損調整額の控除明細書】	・法人税明細書別表7(2)【通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書】 ※1
通算適用前欠損金額 (b) (グループ通算制度開始後又は加入後に、新たな事業を開始した場合で、法人税において切り捨てられた過年度の欠損金額)		
合併等前欠損金額 (c) (グループ通算制度の適用中に適格合併等があった場合で、法人税において切り捨てられた被合併法人の欠損金額)	・第6号様式別表2の2【控除対象合併等前欠損調整額の控除明細書】	・法人税明細書別表7(1)【欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書】 ※2

- ※1 (a) aの生じた事業年度後最初の最初通算事業年度及びその直前の事業年度のもの。
 (b) 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度及びその直前の事業年度のもの。
 (c) 合併等事業年度のもの。
- ※2 (a) aの生じた事業年度後最初の最初通算事業年度の直前の事業年度のもの。
 (b) 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度の直前の事業年度のもの。
 (c) 被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度のもの。

3. グループ通算制度開始・加入前の事業年度（連結事業年度を含む。）において、下記の調整額等について翌期繰越がある場合。

調整額等	地方税法施行規則様式	備考
控除対象還付法人税額 又は 控除対象個別帰属還付税額	・第6号様式別表2の5(旧別表2の3)【控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書】	—
控除対象個別帰属調整額	・第6号様式別表2の7(旧別表2)【控除対象個別帰属調整額の控除明細書】	連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額が生じた事業年度後最初の連結事業年度について、控除対象個別帰属調整額がある場合には、税務署へ提出した法人税別表の写しを既に提出して頂いている場合に控除できます。
控除対象個別帰属税額	・第6号様式別表2の8(旧別表2の2)【控除対象個別帰属税額の控除明細書】	—

法人事業税

法人事業税について、各法人の課税標準の計算の基礎となる所得金額は、損益通算前の所得金額となります（欠損金額についても損益通算前の欠損金額となります）。

なお、欠損金額が生じた場合は、第6号様式別表9【欠損金額等及び災害損失金の控除明細書】を御提出ください。

◎上記添付書類のほか、申告内容確認のため、税務署へ提出した次の別表の写しを併せて提出いただきますようお願いいたします。

- ・法人税明細書別表1【各事業年度の所得に係る申告書】
- ・法人税明細書別表4【所得の金額の計算に関する明細書】
- ・法人税明細書別表4付表【通算法人の所得の金額の調整に関する明細書】

申告の手引き等のダウンロードについて

「申告の手引き」及び「申告様式」については、下記の手順によりダウンロードいただけます。制度詳細については「申告の手引き」を御確認ください。

～ダウンロード手順～

- ①インターネットで「ふくおか電子申請サービス」と検索しアクセス
- ②ホーム画面上の申請先の選択で「福岡県」をクリック
- ③手続の選択画面で該当する手続をクリック
※「申告の手引き」又は各種様式名等でキーワード検索すると手続の絞り込みができます
- ④「申請用紙をダウンロードする」をクリックし、ダウンロード

eLTAXを御利用ください！

福岡県では、電子申告利用促進、資源保護及び行政手続きに係るコスト削減の観点から、令和4年4月以降、通算法人の皆様に対して、通算関係の別表様式を送付していません。

また、国税においては、通算法人のe-Taxによる電子申告が義務化されておりますので、御申告の際は、是非地方税ポータルシステム（eLTAX）を御利用ください。

連結納税制度からグループ通算制度へ移行しなかった場合の届出について

税務署に「グループ通算制度へ移行しない旨の届出書」を提出し、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しなかった法人で、福岡県に「法人異動届」を未提出の場合は、確定申告時までには管轄の県税事務所へ「法人異動届」を御提出ください。